

(証券コード 5993)

(発送日) 2024年5月9日

(電子提供措置の開始日) 2024年4月26日

株 主 各 位

愛知県春日井市前並町2丁目12番地4

知 多 鋼 業 株 式 会 社

代表取締役社長 三 輪 容 功

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第68回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.chitakogyo.co.jp/ir/meeting.shtml>

また、電子提供措置は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報-上場会社検索）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

（上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「知多鋼業」または、「コード」に当社証券コード「5993」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月23日（木曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項 1. 第68期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項 2. 第68期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
2. 当日ご出席の際は、お手数ですが議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による行動制限の緩和に伴って社会経済活動が平常化してきましたが、ウクライナ紛争の影響によるエネルギーや物流価格を始めとした広範囲に及ぶ物価上昇によって消費マインドが低下したため力強さに欠けたものとなりました。また、海外は、欧米を中心に資源高や労働需給ひっ迫によるインフレ鎮静化を目的とした各国の金融引き締め政策継続によって不透明な状況が続いています。今後は、長期化するウクライナ情勢やイスラエルのガザ侵攻などの地政学的リスクや各国の金融引き締め政策による経済活動の陰りで景気減速が懸念されます。

当社グループの主要取引先である自動車業界では、車載用半導体をはじめとした自動車部品の供給制約の緩和や円安による底堅い輸出を背景とした堅調な需要が功を奏して自動車各社の生産活動は正常化しつつあります。また、100年に一度の業界変革期にあってカーボンニュートラルなど脱炭素社会の実現に向けた対応と相俟って電動化や自動運転の技術開発が予想を上回るスピードで進められています。

こうした状況のもと、当社では、全社をあげて生産性の向上、徹底した原価改善に取り組んでまいりました。その結果、当期の売上高は、145億2,625万円となりました。利益面におきましては、経常利益は19億3,685万円、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては13億7,383万円となりました。

部門別売上高

部 門	当 期 売 上 高	前 期 売 上 高
各 種 線 ば ね	5,363,267千円	5,225,268千円
各 種 薄 板 ば ね	4,808,919千円	4,126,808千円
パイプ成形加工品	3,446,365千円	2,890,385千円
切 削 加 工 品 他	907,698千円	924,373千円
計	14,526,250千円	13,166,834千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8億3,579万円で、主に生産性の向上や原価改善を図るためのものでした。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

知多鋼業株式会社

各務原西工場 パイプ成形加工品製造設備の新設

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

US CHITA CO., LTD. 工場の拡充

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社と当社グループは、二・四輪車業界のお客様のあらゆるニーズに迅速かつ的確に対応し、各種ばねメーカーとして海外展開を視野に入れた確固たる地位を確保するとともに、新分野への積極的進出を図ってまいります。特に薄板ばねやパイプ成形加工品など、二輪車業界ならびに四輪車業界の多種多様な需要に対応できる生産設備の整備・拡充に努めてまいります。

グループ全体としては、D Xの推進による効率的な生産体制構築を目指すとともに、従来から継続しております生産性向上活動、原価革新活動に引き続き注力してまいります。

また、ISO9001、JISQ9100の展開による一層の品質向上及びISO14001による環境保全に積極的に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期	第 66 期	第 67 期	第 68 期 (当 期)
売 上 高	11,466,329千円	13,479,575千円	13,166,834千円	14,526,250千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	960,686千円	1,449,536千円	1,409,366千円	1,373,829千円
1株当たり 当期純利益	100円33銭	151円38銭	147円18銭	143円47銭
純 資 産	17,428,026千円	19,118,503千円	21,145,286千円	23,688,822千円
1株当たり純資産額	1,779円35銭	1,948円27銭	2,152円18銭	2,412円20銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第67期の期首から適用しており、第67期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
知多鋼材株式会社	45,000千円	100.0%	鋼材の販売
知多ゴム工業株式会社	49,400千円	100.0%	ゴム成型品の加工販売
US CHITA CO., LTD.	2,500千米ドル	80.0%	各種ばねの加工販売
PT. CHITA INDONESIA	3,000千米ドル	70.0%	線ばねの加工販売
知多弹簧工業(鎮江)有限公司	15,000千円	70.0%	薄板ばねの製造販売

(7) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは四輪車業界、二輪車業界ならびに産業用機械業界などを主要な得意先とし、各種線ばね、薄板ばねならびにパイプ成形加工品などの製造販売を主たる事業目的としております。

(8) 主要な営業所及び工場（2024年2月29日現在）

会 社 名	事 業 所	所 在 地
知多鋼業株式会社（当社）	本 社	愛知県春日井市
	春 日 井 工 場	愛知県春日井市
	各 務 原 西 工 場	岐阜県各務原市
	各 務 原 東 工 場	岐阜県各務原市
知多鋼材株式会社	本 社	愛知県名古屋市
知多ゴム工業株式会社	本 社	愛知県海部郡
U S C H I T A C O . , L T D .	本 社	アメリカ合衆国
P T . C H I T A I N D O N E S I A	本 社	インドネシア共和国
知多弹簧工業(鎮江)有限公司	本 社	中華人民共和国
S I A M C H I T A C O . , L T D .	本 社	タイ王国
KYB CHITA Manufacturing Europe s.r.o.	本 社	チェコ共和国

(9) 使用人の状況（2024年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
545名	44名増

（注）前連結会計年度末比増減は当期末と同条件の場合の増減を表示しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
369名	12名増	41.2歳	14.2年

(10) 主要な借入先（2024年2月29日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	706,124千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	110,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	90,000
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	86,000
株 式 会 社 中 京 銀 行	80,000
株 式 会 社 十 六 銀 行	68,750
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	56,000
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	56,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	56,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	40,000

(11) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
(2) 発行済株式の総数 9,621,550株（自己株式45,934株を含む。）
(3) 株主数 1,062名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カヤバ株式会社	1,107千株	11.5%
高周波熱錬株式会社	823	8.6
株式会社三菱UFJ銀行	425	4.4
三井住友信託銀行株式会社	421	4.3
株式会社中京銀行	419	4.3
株式会社名古屋銀行	418	4.3
株式会社十六銀行	416	4.3
株式会社滋賀銀行	410	4.2
株式会社大垣共立銀行	402	4.2
久郷太助	338	3.5

（注）持株比率は自己株式（45,934株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉田 修	知多鋼材株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	三輪 容功	知多ゴム工業株式会社取締役会長
常務取締役	太田 晴之	営業部長
取締役	田坂 康浩	カヤバ株式会社調達・物流本部長
取締役	原田 育広	総務部長 知多ゴム工業株式会社代表取締役社長
取締役	小田 勲	各務原東工場長
取締役（常勤監査等委員）	佐藤 宰	
取締役（監査等委員）	辻 巻 真	辻巻総合法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	平山 勝観	平山勝観税理士事務所 税理士

- （注） 1. 取締役（監査等委員）辻巻真氏及び平山勝観氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は両氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）辻巻真氏は、弁護士として、企業法務に精通し企業経営の統治に関する十分な見識を有しております。
3. 取締役（監査等委員）平山勝観氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）佐藤宰氏を、常勤の監査等委員として選定した理由としては、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
5. 2023年5月26日開催の第67回定時株主総会において、田坂康浩氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当社と社外取締役辻巻真氏及び平山勝観氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項において定義された最低責任限度額としております。

(2) 取締役の報酬等

- ① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	132,015 (－)	99,065 (－)	32,950 (－)	－ (－)	5 (－)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,170 (5,050)	12,120 (4,200)	2,050 (850)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	146,185 (5,050)	111,185 (4,200)	35,000 (850)	－ (－)	8 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の対象となる役員の員数には、無支給者2名は含まれておりません。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で企業業績、各取締役の役位や職務遂行状況などを総合的に勘案し適正な水準とする事を基本方針としております。

各取締役の報酬は固定報酬で、監査等委員である独立社外取締役が出席する取締役会にて他の取締役との協議の上で決定しており、本方針に沿うものであると判断しております。

なお、第60回定時株主総会の決議（2016年5月25日開催）による報酬限度額は以下のとおりであります。当該株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名であり、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

取締役	年額200,000千円以内
取締役（監査等委員）	年額 30,000千円以内

役員賞与は業績に連動するものであり、当該年度の業績及び各役員の業績等を勘案し決定しております。

役員賞与に係る指標は、当期の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、前期業績に対する増減などを総合的に勘案し、判断しております。

なお、当連結会計年度における役員賞与にかかる指標である親会社株主に帰属する当期純利益の目標は1,200,000千円であり、実績は1,373,829千円であります。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役社長三輪容功が基本方針に基づき決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	辻 巻 真	辻巻総合法律事務所 弁護士	重要な取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	平 山 勝 観	平山勝観税理士事務所 税理士	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	辻 巻 真	当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回に出席、監査等委員会6回のうち6回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主にコンプライアンス体制等における監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	平 山 勝 観	当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回に出席、監査等委員会6回のうち6回に出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において当社の財務及び会計ならびに内部監査における監督、助言を行うなど、適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社であるUS CHITA CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査等委員会は会社法第340条第1項の規定により監査等委員である取締役全員の同意をもって会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査等委員会が解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報・文書の取扱いは、文書規則を整備、見直しの上適切に保管、管理します。

(2) 当社と当社グループの損失の危険の管理に関する規則その他の体制

・当社と当社グループのリスク管理に関わる諸規則に照らし、主要なリス

クについては継続的に監視、管理します。

- ・監査等委員会は適時適切にリスク管理状況を監視し、その結果を取締役会に報告します。
 - ・取締役会は適時リスク管理体制を見直し、問題点の掌握と改善に努めます。
- (3) 当社と当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社と当社グループの取締役は取締役会規則に則り実施すべき施策及び効率的な業務運営を行います。
 - ・社内の権限委譲の明確化及び責任体制の拡充を図るため、組織、業務分掌、職務権限に関わる規則を整備、見直します。
- (4) 当社と当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社と当社グループの定める「企業理念」「行動規範」等を含むコンプライアンス・マニュアルに従い、代表取締役はその十分な理解と厳格な遵守をグループ内の全役職員に徹底させます。
 - ・当社と当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び諸規定、規則に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報制度取扱ルールを定めています。
- (5) 当社と当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- ・当社は当社グループが当社の「経営ビジョン」「企業理念」「行動規範」に基づいた業務の運営を継続的に確保することに努めます。更に各社固有の実情を踏まえた実効性のある体制整備を推進します。
 - ・コンプライアンス上の重要事項は当社グループに適宜報告を求めます。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会は取締役会の承認の上で補助すべき使用人を置くことができます。
 - ・補助すべき使用人を置く場合は、その監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動については監査等委員会の同意の上取締役会が決定し、その補助すべき使用人は取締役からの独立性を確保します。

- (7) 当社と当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社と当社グループの取締役は職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実や当社を含むグループが著しい損害を被るおそれがある事実が判明したときは遅滞なく監査等委員会に報告します。
 - ・監査等委員会は当社と当社グループの重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に監査等委員を出席させ、稟議書、実施報告書等業務執行に関わる重要な書類を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができます。
- (8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、当社と当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。
- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還等を請求した場合は、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要と認められる場合、速やかにこれに応じます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

- ・当社と当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム基本方針を定め、システムの整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

- ・当社と当社グループ会社の役員をはじめ、従業員、及び派遣社員など、当社と当社グループ事業に従事している者全て、例外なく守らなければならない基本原則をコンプライアンス・マニュアルに示し、教育及び説明を実施しております。
- ・また、法令及び定款やコンプライアンス・マニュアルで禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報に接した役員、従業員が、その情報を直接通報できる制度を設けております。

(3) リスク管理体制

- ・経営会議では、全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務統制のそれぞれにおいて、組織の負の影響、すなわち損失を与えるリスクを識別し、全社的な情報共有に努めました。

(4) 内部監査

- ・内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社と当社グループにおける業務全般が、正確、正当かつ合理的に処理されているかどうかを監査し、当該業務運営の現状を明らかにし、業務の改善及び業績向上に努めております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,585,594	流 動 負 債	4,222,139
現金及び預金	10,113,627	支払手形及び買掛金	2,657,145
受取手形及び売掛金	4,072,797	短期借入金	252,464
電子記録債権	856,966	一年内返済予定長期借入金	459,732
商品及び製品	955,158	未払金	187,507
仕掛品	453,586	未払費用	221,574
原材料及び貯蔵品	936,318	未払法人税等	162,700
前払費用	17,359	未払消費税等	11,925
未収入金	155,739	賞与引当金	141,505
その他	26,145	役員賞与引当金	42,725
貸倒引当金	△2,100	設備関係支払手形	16,431
固 定 資 産	11,931,315	そ の 他	68,432
有 形 固 定 資 産	4,723,628	固 定 負 債	1,605,948
建物及び構築物	1,026,508	長期借入金	636,678
機械装置及び運搬具	1,049,385	繰延税金負債	911,505
土地	1,917,611	退職給付に係る負債	9,952
建設仮勘定	603,500	長期未払金	29,660
その他	126,623	そ の 他	18,154
無 形 固 定 資 産	20,636	負 債 合 計	5,828,087
電話加入権	4,324	純 資 産 の 部	
リース資産	56	株 主 資 本	20,776,892
その他	16,256	資 本 金	819,078
投資その他の資産	7,187,051	資 本 剰 余 金	973,417
投資有価証券	5,626,557	利 益 剰 余 金	19,012,936
関係会社出資金	1,031,215	自 己 株 式	△28,538
退職給付に係る資産	442,983	その他の包括利益累計額	2,321,410
繰延税金資産	6,502	その他有価証券評価差額金	1,570,029
その他	85,823	為替換算調整勘定	576,002
貸倒引当金	△6,029	退職給付に係る調整累計額	175,379
資 産 合 計	29,516,909	非 支 配 株 主 持 分	590,520
		純 資 産 合 計	23,688,822
		負 債 純 資 産 合 計	29,516,909

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2023年 3 月 1 日から)
(2024年 2 月 29 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,526,250
売 上 原 価		12,215,379
売 上 総 利 益		2,310,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,241,308
営 業 利 益		1,069,563
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,998	
受 取 配 当 金	198,777	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	340,293	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	79,767	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ	75,123	
為 替 差 益	169,776	
そ の 他	10,224	886,957
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,824	
そ の 他	2,842	19,666
経 常 利 益		1,936,854
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,297	1,297
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,935,557
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		500,555
法 人 税 等 調 整 額		17,818
当 期 純 利 益		1,417,185
非支配株主に帰属する当期純利益		43,355
親会社株主に帰属する当期純利益		1,373,829

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	819,078	966,884	17,792,316	△28,539	19,549,739
当期変動額					
剰余金の配当			△153,210		△153,210
親会社株主に帰属する当期純利益			1,373,829		1,373,829
自己株式の取得				△45	△45
自己株式の処分				45	45
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6,533			6,533
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	6,533	1,220,620	1	1,227,153
当期末残高	819,078	973,417	19,012,936	△28,538	20,776,892

	その他の包括利益累計額				非支配株 主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	657,616	341,163	59,888	1,058,668	536,880	21,145,286
当期変動額						
剰余金の配当						△153,210
親会社株主に帰属する当期純利益						1,373,829
自己株式の取得						△45
自己株式の処分						45
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						6,533
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	912,413	234,839	115,491	1,262,742	53,640	1,316,382
当期変動額合計	912,413	234,839	115,491	1,262,742	53,640	2,543,535
当期末残高	1,570,029	576,002	175,379	2,321,410	590,520	23,688,822

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称 知多ゴム工業株式会社
知多鋼材株式会社
US CHITA CO., LTD.
PT. CHITA INDONESIA
知多弹簧工業(鎮江)有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1 社
- ・非連結子会社の名称 株式会社各務工業

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2 社
- ・会社等の名称 SIAM CHITA CO., LTD.
KYB CHITA Manufacturing Europe s. r. o.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数 1 社
- ・会社等の名称 株式会社各務工業

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

知多ゴム工業株式会社及び知多鋼材株式会社の事業年度は、連結計算書類作成会社と一致しておりますが、US CHITA CO., LTD.、PT. CHITA INDONESIA及び知多弾簧工業(鎮江)有限公司の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な差異については、調整しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

・製品、仕掛品、貯蔵品

先入先出法に基づく原価法

・原材料

主として移動平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主として自動車関連を中心とする製品（各種線ばね、各種薄板ばね及びパイプ成形加工品等）の製造・販売を主たる事業としており、国内外の自動車部品製造メーカーを顧客としております。契約の大部分は単一の履行義務を有しており、その取引価格は顧客との契約に基づいております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

買戻し契約に該当する有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

当社グループは、原則として、製品の支配が顧客に移転する一時点において収益を認識しております。但し、出荷時から当該部品の支配が顧客に移転する時までの期間が通常である国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品を顧客へ向けて出荷した時点で収益を計上しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）82,835千円

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消または税務上の繰越欠損金の課税所得の相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の見積額、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に依存します。繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、事業計画を基礎として見積もられますが、当該見積りにあたっては出荷数量、取引価格、原材料価格の変動などに関する見込みといった、経営者による重要な判断を伴う仮定が含まれております。

これらの主要な仮定は、将来の不確実な市場環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産

投資有価証券 635,500千円

- (2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む） 240,000千円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 12,555,375千円

4. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 14,526,250千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	9,621,550株	一株	一株	9,621,550株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	45,934株	50株	50株	45,934株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2023年5月26日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 76,604千円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 2023年2月28日
- ・ 効力発生日 2023年5月29日

ロ. 2023年10月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 76,604千円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 2023年8月31日
- ・ 効力発生日 2023年11月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年5月24日開催予定の第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 76,604千円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 2024年2月29日
- ・ 効力発生日 2024年5月27日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資を含む必要な資金を営業活動に基づく自己資金及び随時銀行借入により調達することとしております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は主に銀行借入により調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に「その他有価証券」に分類される長期保有を目的とした株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資を目的とした資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画書を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①投資有価証券	4,941,744	4,941,344	△400
資産計	4,941,744	4,941,344	△400
②長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,096,410	1,096,071	△339
負債計	1,096,410	1,096,071	△339

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,500
関係会社株式	680,313

非上場株式、関係会社株式については、「①投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,841,744	—	—	4,841,744
資産計	4,841,744	—	—	4,841,744

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 公共債	—	99,600	—	99,600
資産計	—	99,600	—	99,600
長期借入金	—	1,096,071	—	1,096,071
負債計	—	1,096,071	—	1,096,071

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。満期保有目的の債券は取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	合計
各種線ばね	5,363,267
各種薄板ばね	4,808,919
パイプ成形加工品	3,446,365
切削加工品他	907,698
顧客との契約から生じる収益	14,526,250
その他の収益	—
外部顧客への売上高	14,526,250

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(5)会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,605,024
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,929,763

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引対価に含まれない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,412円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	143円47銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,189,957	流 動 負 債	3,809,983
現金及び預金	7,968,040	支払手形	1,864,662
受取手形	33,740	買掛金	916,915
電子記録債権	653,502	一年内返済予定長期借入金	400,000
売掛金	4,030,858	リース債務	5,006
商品及び製品	540,391	未払金	172,505
仕掛品	257,644	未払法人税等	137,695
原材料及び貯蔵品	454,898	未払費用	105,062
前払費用	10,237	預り金	26,753
未収入金	234,393	賞与引当金	133,660
その他	6,254	役員賞与引当金	35,000
固 定 資 産	8,906,352	設備関係支払手形	12,724
有形固定資産	3,482,256	固 定 負 債	946,006
建物	792,140	長期借入金	400,000
構築物	53,731	長期未払金	29,660
機械及び装置	665,597	繰延税金負債	501,296
車両運搬具	11,947	リース債務	15,051
工具・器具及び備品	23,988		
土地	1,861,347	負 債 合 計	4,755,990
リース資産	18,166	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	55,340	株 主 資 本	17,071,002
無形固定資産	18,712	資 本 金	819,078
借地権	3,945	資 本 剰 余 金	966,758
電話加入権	3,691	資 本 準 備 金	966,758
施設利用権	999	利 益 剰 余 金	15,313,705
ソフトウェア	10,021	利 益 準 備 金	107,769
リース資産	56	その他利益剰余金	15,205,936
投資その他の資産	5,405,385	配当平均積立金	140,000
投資有価証券	4,126,514	別 途 積 立 金	9,450,000
関係会社株式	540,671	固定資産圧縮積立金	59,625
関係会社出資金	490,927	繰越利益剰余金	5,556,311
関係会社長期貸付金	39,118	自 己 株 式	△28,538
前払年金費用	190,912	評価・換算差額等	1,269,317
従業員に対する長期貸付金	4,200	その他有価証券評価差額金	1,269,317
差入保証金	1,697	純 資 産 合 計	18,340,319
会員権等	12,764	負 債 純 資 産 合 計	23,096,309
その他	60		
貸倒引当金	△1,479		
資 産 合 計	23,096,309		

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 3 月 1 日から
2024年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	11,278,427
売 上 原 価	9,722,779
売 上 総 利 益	1,555,648
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	938,708
営 業 利 益	616,940
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	902
受 取 配 当 金	488,494
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	67,970
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	177,433
為 替 差 益	166,752
そ の 他	20,859
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,912
そ の 他	0
経 常 利 益	1,534,437
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	1,297
税 引 前 当 期 純 利 益	1,533,141
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	393,520
法 人 税 等 調 整 額	9,675
当 期 純 利 益	1,129,946

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当平均積立金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	819,078	966,758	966,758	107,769	140,000	9,050,000	61,458	4,977,742	14,336,969
当期変動額									
剰余金の配当								△153,210	△153,210
当期純利益								1,129,946	1,129,946
自己株式の取得									
自己株式の処分									
別途積立金の積立						400,000		△400,000	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△1,833	1,833	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	400,000	△1,833	578,570	976,736
当期末残高	819,078	966,758	966,758	107,769	140,000	9,450,000	59,625	5,556,311	15,313,705

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△28,539	16,094,265	503,553	503,553	16,597,818
当期変動額					
剰余金の配当		△153,210			△153,210
当期純利益		1,129,946			1,129,946
自己株式の取得	△45	△45			△45
自己株式の処分	45	45			45
別途積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			765,765	765,765	765,765
当期変動額合計	1	976,737	765,765	765,765	1,742,502
当期末残高	△28,538	17,071,002	1,269,317	1,269,317	18,340,319

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 | |
| ・製品、仕掛品、貯蔵品 | 先入先出法に基づく原価法 |
| ・原材料 | 移動平均法に基づく原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

- ③ 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に基づき費用処理しております。

- ④ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…長期借入金
- ③ ヘッジ方針 金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は主として自動車関連を中心とする製品（各種線ばね、各種薄板ばね及びパイプ成型加工品等）の製造・販売を主たる事業としており、国内外の自動車部品製造メーカーを顧客としております。契約の大部分は単一の履行義務を有しており、その取引価格は顧客との契約に基づいております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

買戻し契約に該当する有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

当社は、原則として、製品の支配が顧客に移転する一時点において収益を認識しております。但し、出荷時から当該部品の支配が顧客に移転する時までの期間が通常である国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品を顧客へ向けて出荷した時点で収益を計上しております。また、輸出入取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）93,429千円

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表2. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産

投資有価証券 635,500千円

- (2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む） 240,000千円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 9,832,999千円

- (4) 保証債務

関係会社の銀行取引に係るもの

US CHITA CO., LTD. 406,809千円

(2,700千米ドル)

- (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 733,800千円

② 短期金銭債務 1,844,633千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 1,082,687千円

② 仕入高 4,995,102千円

③ 営業取引以外の取引高 546,733千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	45,934株	50株	50株	45,934株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	40,753千円
長期未払金	9,043千円
会員権等評価損	19,098千円
有価証券評価損	32,099千円
関係会社株式評価損	50,034千円
その他	55,512千円
評価性引当額	△113,110千円
繰延税金資産合計	93,429千円

繰延税金負債

前払年金費用	△58,209千円
固定資産圧縮積立金	△26,154千円
その他有価証券評価差額金	△510,361千円
繰延税金負債合計	△594,724千円
繰延税金資産（負債）純額	△501,296千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
法人 主要株主	カヤバ(株)	27,647	輸送用機器 製造・販売	(被所有) 11.6	当社製品の販売 役員の兼任	ばね製品の 販 売	2,751,303	売 掛 金	1,299,579

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	知多鋼材(株)	45,000 (千円)	鋼材の販売	100.0	当社材料の仕入 役員の兼任等	ばね材料の 仕 入	4,429,352	買 掛 金	397,498
						建物賃貸費用	8,133	支払手形	1,362,479
						—	—	—	—
子会社	US CHITA C.O., LTD.	2,500 (千米ドル)	各種ばね 加工販売	80.0	当社製品の販売 役員の兼任等	ばね製品の 販 売	608,826	売 掛 金	362,492
						債 務 保 証	406,809	—	—
関連 会社	KYB CHITA Manufacturing Europe s.r.o.	200,000 (千チェコル)	線 ば ね 加工販売	30.0	技 術 支 援 役員の兼任	受取ロイヤリティー	65,951	未収入金	34,794

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。
2. 受取ロイヤリティーについては、当社の基準に準拠し、決定しております。
3. 債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,915円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 118円00銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

知多鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 家 徳 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、知多鋼業株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、知多鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事

項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

知多鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	家	徳	子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田	宏	季

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、知多鋼業株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につきまして以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員である取締役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員である取締役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

知多鋼業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐 藤 宰 ⑩

監査等委員 辻 卷 真 ⑩

監査等委員 平 山 勝 観 ⑩

(注) 監査等委員辻巻真及び平山勝観は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

なお、この場合の配当総額は76,604,928円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 400,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	よし だ おさむ 吉 田 修 (1946年2月6日生)	1965年5月 当社入社 1994年7月 当社営業部長 1995年5月 当社取締役 2001年5月 当社常務取締役営業担当 2002年5月 当社専務取締役営業担当 2003年4月 知多鋼材株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 2003年5月 当社代表取締役専務営業担当 2008年5月 当社代表取締役社長 2017年5月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	88,000株
2	おお た はる ゆき 太 田 晴 之 (1953年7月4日生)	2001年3月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）東大阪支店長 2005年4月 当社入社営業部長 2008年5月 当社取締役営業部長 2011年1月 当社取締役営業部長 (兼) US CHITA CO., LTD. 取締役社長 2012年10月 当社取締役営業部長 2016年5月 当社常務取締役営業担当 2018年5月 当社常務取締役営業部長 2021年4月 当社常務取締役営業担当 2022年3月 当社常務取締役営業部長 (現在に至る)	18,000株
3	た さか やす ひろ 田 坂 康 浩 (1971年3月11日生)	1993年4月 カヤバ工業株式会社（現 カヤバ株式会社）入社 2019年9月 同社オートモーティブコンポーネツ事業本部 営業統轄部第三営業部長 2021年1月 同社営業本部中部営業部名古屋支店長 2022年4月 同社調達・物流本部第一調達部長 2023年4月 同社調達・物流本部長 (現在に至る) 2023年5月 当社取締役 (現在に至る)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
4	はら だ いく ひろ 原 田 育 広 (1969年11月29日生)	1992年3月 当社入社 2013年11月 当社各務原西工場長 2015年5月 当社取締役各務原西工場長 2017年6月 当社取締役営業部長 2018年5月 当社取締役各務原東工場長 2021年4月 当社取締役 知多ゴム工業株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 2024年2月 当社取締役総務部長 (現在に至る)	19,000株
5	お だ いさお 小 田 勲 (1965年4月14日生)	2015年5月 当社入社営業部副部長 2016年6月 当社営業部長 2017年6月 当社各務原西工場長 2021年4月 当社各務原東工場長 2022年5月 当社取締役各務原東工場長 (現在に至る)	11,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さとう おさむ 佐藤 宰 (1954年9月4日生)	2006年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）浜松支店長 2008年1月 当社入社総務部副部長 2008年9月 当社総務部長 2015年5月 当社取締役総務部長 2020年1月 当社取締役総務担当 2020年5月 当社取締役（常勤監査等委員） （現在に至る）	19,000株
2	つじ まき まこと 辻 巻 真 (1938年9月27日生)	1964年4月 弁護士登録 高橋正蔵法律事務所入所 1969年4月 辻巻法律事務所開設 1998年4月 辻巻総合法律事務所と事務所名 を変更 2007年5月 当社社外監査役 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る）	一株
3	ひら やま かつ み 平 山 勝 観 (1945年6月7日生)	2004年8月 税理士登録 2004年9月 平山勝観税理士事務所開設 2005年1月 東海税理士会税務相談室委嘱相 談員 2007年4月 同会西尾支部総務委員長 2007年5月 当社社外監査役 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 辻巻真氏及び平山勝観氏は、社外取締役候補者であります。
3. 辻巻真氏及び平山勝観氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本議案が承認され、両氏が監査等委員である取締役として再任された場合、引き続き両氏は独立役員（社外取締役）となる予定であります。

4. 監査等委員である社外取締役の選任理由および期待される役割の概要

辻巻真氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることより、業務執行者から独立した立場での経営に対する的確な助言や監督を期待したためです。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

平山勝観氏は、税理士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験等、十分な見識を有していることより、業務執行者から独立した立場での経営に対する的確な助言や監督を期待したためです。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

5. 当社は、辻巻真氏及び平山勝観氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認可決された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 辻巻真氏及び平山勝観氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、両氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。また、後藤育稔氏は監査等委員である取締役佐藤宰氏の補欠として、萩野學氏は監査等委員である社外取締役辻巻真氏及び平山勝観氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	後藤 育 稔 (1958年9月27日生)	1981年3月 当社入社 2014年2月 当社営業部次長 2018年10月 知多鋼材株式会社業務部長 (現在に至る)	5,000株
2	はぎ の まなぶ 萩 野 學 (1948年2月14日生)	1970年3月 高周波熱錬株式会社入社 2003年6月 同社取締役 2005年6月 同社常務取締役 2007年1月 ネットンアメリカコーポレーシ ョン代表取締役 2010年4月 高周波熱錬株式会社専務取締役 2012年6月 同社顧問 2014年6月 同社顧問退任 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 萩野學氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項
補欠の監査等委員である社外取締役とする理由及び期待される役割の概要について
萩野學氏は高周波熱錬株式会社にて専務取締役を務められた経歴を有しており、企業経営に関する十分な経験と見識を有しておられることから監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 萩野學氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
5. 萩野學氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以 上

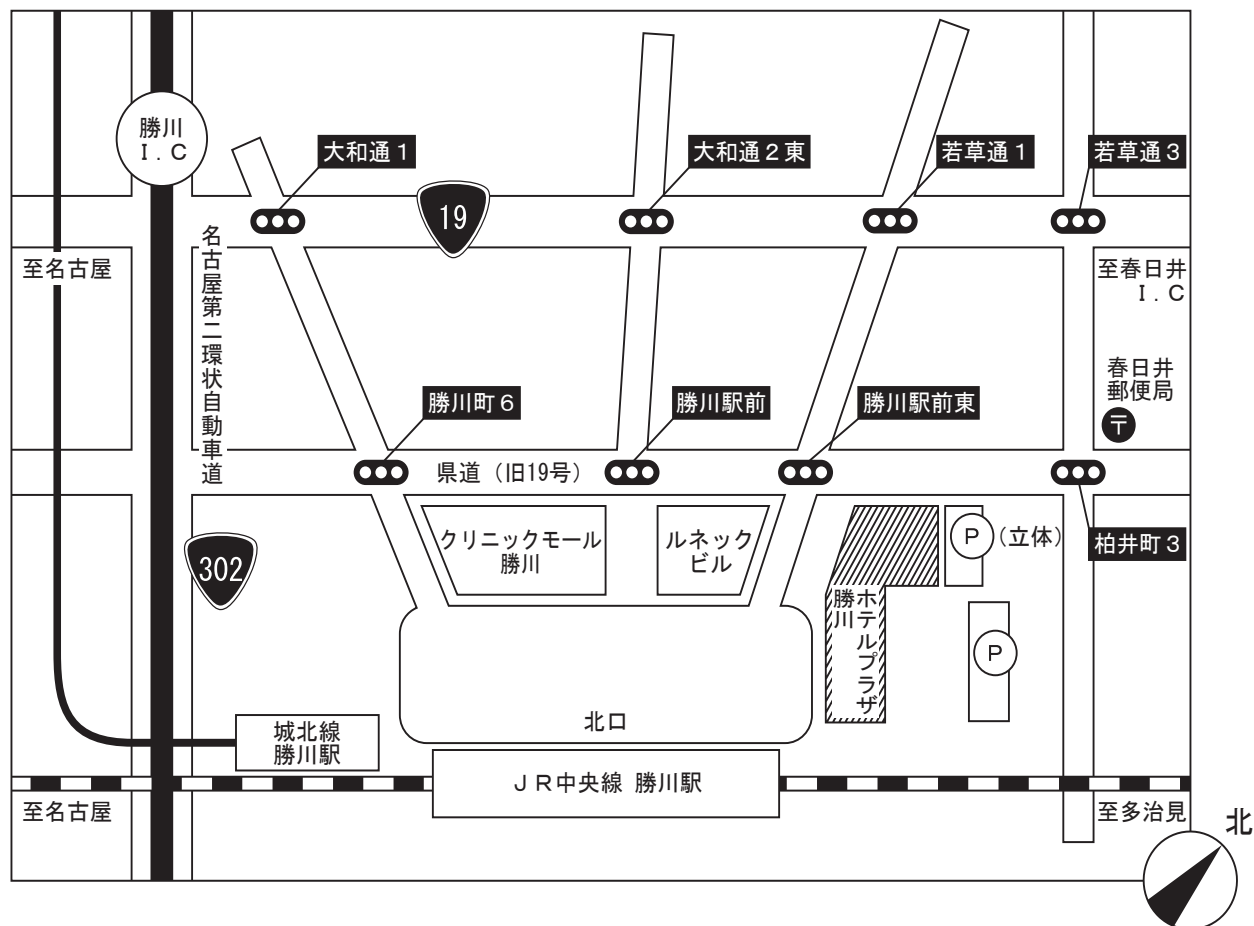
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間

電話 0568-36-2311



交通のご案内

ホテルプラザ勝川はJR中央線勝川駅前（北口）にあります。

① 電車ご利用の場合

- ・名古屋駅よりJR中央線に乗り換え約17分 勝川駅下車

② お車をご利用の場合

- ・名古屋第二環状自動車道勝川I.Cより約5分
- ・東名高速道路春日井I.Cより約10分